

第 11 回 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 8 年 1 月 22 日 (木)

文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時

出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	石 坂 弘
3 番委員	隠 田 義 和	4 番委員	斉 藤 秀 樹
6 番委員	榎 本 弘 行	7 番委員	箕 輪 勝 弘
8 番委員	萩 本 末 子	9 番委員	鈴 木 晴 夫
10 番委員	富 澤 弘 光	11 番委員	中 村 佳 之
12 番委員	倉 田 道 夫	13 番委員	山 内 亜樹子
14 番委員	高 橋 安 孝	15 番委員	原 光 成
16 番委員	小 林 卓 哉	17 番委員	荒 井 啓 子
18 番委員	粕 谷 弘 久	19 番委員	榎 本 広 富
20 番委員	杉 本 富美男		

欠席委員

5 番委員 田 中 克 政

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子	書記	和田知子

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 11 回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ 19 人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第 6 条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、5 番議席の田中委員は、本日都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を隠田会長、よろしく申し上げます。

○議長（隠田会長）　それでは、皆さん、こんにちは。新年の農業委員会総会に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様につきましては、令和 8 年の新年を迎え、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から農業委員会の活動に際して、格別な御理解と御協力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返ると、第 24 回調布市農業委員会がスタートした年でもありました。全国的には海外情勢の影響など、原油や農業肥料の価格高騰に加え、記録的な猛暑が続き、農作物に大きな影響を与えるなど、都市農業を取り巻く環境はますます厳しい状況となっております。

そのような状況の中、農業委員会では、農地パトロールや農業まつりなど主な行事に加え、研修会や懇親会など無事開催することができました。これも農業委員の皆様のお協力によるもので、重ねて感謝申し上げます。

結びになりますが、本年も皆様にとって実り多き年になりますことを心からお祈り申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本日は総会終了後に研修会と、研修会終了後は新年会がありますので、皆様の御協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、第 2 議席の石坂委員、第 4 議席の斉藤委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分報告についてを議題といたします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局から説明いたします。

○佐野書記　それでは、報告第1号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。相続など農地制度のよらない農地の権利移動については、農業委員会にその権利移動を報告する義務があります。今回、相続による所有権の移転と小作権の変更の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は染地1丁目●番●、面積は660平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏外2名であります。12月11日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は染地1丁目●番●、面積は256平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。事由は相続による小作者変更であり、小作権の相続は農地法第3条の3第1項の規定による届出になっております。

次のページをお願いします。資料、報告第2号を御覧ください。「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」であります。農地法第4条は、土地の所有権の移転を行わずに、農地に専用住宅や共同住宅、駐車場などを建設し、宅地や雑種地の地目に転用する場合に農業委員会に届出するものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は飛田給3丁目●番●外1筆、面積は合計で323平方メートルであります。申請人は●●●●氏であり、転用目的は共同住宅の建設であります。

これらの土地は飛田給小学校の北側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、共同住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。箕輪委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、12月1日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、12月10日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第3号を御覧ください。「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。農地法第5条は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地に戸建て住宅や共同住宅、駐車場などを建設し、宅地や雑種地の地目に転用する場合に農業委員会に届出をするものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は富士見町2丁目●番●面積は1,474平方メートルであり、譲渡人は●●●●氏、譲受人は一建設株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この土地は、石原小学校の南側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、令和7年7月に買取申出がなされ、令和7年10月に行為制限の解除となっております。今般、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。石原委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、11月25日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、12月4日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は染地1丁目●番●、面積は660平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、●●●●氏、●●●●氏、譲受人は誠賀建設株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この土地は布田小学校の東側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、令和7年9月に相続による買取申出がなされ、令和7年12月に行為制限の解除となっております。今般、所有権移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。粕谷委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、12月5日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、12月5日に受理通知書を交付しております。

裏面を御覧ください。番号3について、土地の所在は深大寺元町2丁目●番●、面積は226平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社樺乃ハウスであり、転用目的は駐車場の建設であります。

この土地は都立神代植物公園の西側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、所有権移転を伴う駐車場の建設が計画され、地目の変更をするものであります。高橋委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、12月17日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、12月23日に受理通知書を交付しております。

番号4を御覧ください。土地の所在は若葉町2丁目●番●、面積は1,882平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は武蔵開発株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この土地は若葉小学校の東側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、令和7年9

月に相続による買取申出がなされ、令和7年12月に行為制限の解除となっております。
今般、所有権移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。
鈴木委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、12月22日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月5日に
受理通知書を交付しております。

番号5を御覧ください。土地の所在は飛田給1丁目●番●、面積は162平方メートルで
あります。使用貸付人は●●●●氏、使用借受人は●●●●氏、●●●●氏であり、転用
目的は戸建て住宅の建設であります。

これらの土地は京王線飛田給駅の東側にある土地であり、生産緑地ではありませんでし
たが、今般、使用貸借で戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。
箕輪委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、12月23日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月6日
に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見があり
ましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

大丈夫ですか。それでは、御質問、御意見もないようですので、報告について承認する
ことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題といたします。1つ目、令和7年度農業委員会
審議状況及び目的別農地転用状況について、1つ、租税特別措置法第70条の6第1項の規
定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、1つ、生産緑地法第
10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上3件を事務局より説明いたしま
す。

○佐野書記 それでは、報告事項について御説明いたします。資料、報告事項アを御覧
ください。令和7年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和7年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審
議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出

は件数2件、面積916平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和7年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数1件、面積323平方メートルとなっております。所有権の移転を伴う農地法第5条の届出は件数5件、面積4,404平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和7年度目的別農地転用状況について御説明いたします。一番下の表は、真ん中の表、令和7年度農業委員会審議状況について(2)の転用後の用途になります。今回の総会審議状況で前回から変更となった部分は、農地法第4条の表の上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものの件数6件、面積4,143平方メートル、農地法第5条の表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものの、件数15件、面積1万1,558.60平方メートル、表の上から4段目、駐車場に転用したものが件数1件、面積226平方メートル、表の右の合計欄、件数25件、面積1万6,400.80平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために税務署に提出するものです。農地が適正に管理されていないなど、農業委員会でこの証明の交付がされない場合、納税猶予制度の適用を継続して受けることができませんので、納税猶予期限が確定し、相続税を遡って支払うこととなります。

番号1について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●、面積は178.03平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。斉藤委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は入間町2丁目●番●外1筆、面積は合計で508平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。鈴木委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は布田3丁目●番●外1筆、面積は合計で556.23平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。粕谷委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は深大寺南町1丁目●番●外12筆、面積は合計で5,810.57平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。富澤委員が現地確認をしております。

なお、5,810.57 平方メートルは、認定都市農地の貸付けを行っているため、認定都市農地の貸付けを行っている旨の証明書を併せて発行しております。

番号5について御説明いたします。土地の所在は深大寺元町3丁目●番●外10筆、面積は合計で3,358.66平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。高橋委員が現地確認をしております。

なお、番号1から5につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。報告事項ウ、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてであります。生産緑地は指定から30年経過した場合、または当該生産緑地において中心的な働き手であった者が死亡した場合や、農業に従事することが不可能となった場合に解除することができます。逆に申し上げますと、そのような事案がないと生産緑地は解除できないということです。

このたび、生産緑地を解除するための当該生産緑地で中心的な働き手である旨を証明する主たる従事者の証明の交付申請がありました。

番号1について御説明いたします。土地の所在は布田3丁目●番●外4筆、面積は合計で3,458.8平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。粕谷委員が現地確認をしております。

なお、番号1につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

特にないようですので、報告の3件を承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、その他の報告及び連絡事項について、事務局から説明いたします。

○元木事務局長 それでは、事務局から連絡事項です。

今回の総会は2月19日木曜日午後3時から、会場は調布市文化会館たづくり1001学習

室になりますので、よろしく願いいたします。なお、役員会は同日午後 2 時 30 分からです。

事務局からの説明は以上です。

○議長　ありがとうございました。それでは、本日の日程は全て終了いたしました。これで第 24 期第 11 回農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会　午後 3 時 19 分

調布市農業委員会議事規則第53条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

2番委員

4番委員